

2 教育職員免許状について

大学卒業後，小学校，中学校，高等学校等の教育職員になろうとする者は，教育職員免許法（以下「免許法」という）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という）を取得しなければなりません。

本学では，免許状資格を取得するための課程（教職課程）として，(1)に掲げる教育組織が文部科学大臣の認定（教職課程認定）を受けています。免許状資格を取得しようとする者は，免許法に定められた所定の単位（最低修得単位数）を修得しなければなりません。

なお，教職課程認定を受けていない教育組織（以下の「(1) 学群・学類で取得できる免許の種類及び教科」に掲載されていない学類）に所属する者は，「教育実習」，「教職実践演習」，「介護等体験」に参加することができませんのでご注意ください。

(1) 学群・学類で取得できる免許の種類及び教科

	学 類	免許状の種類及び教科		
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
人文・文化学群	人文学類	国 語 社 会 英 語	国 語 地 理 歴 史 公 民 英 語	
	比較文化学類	国 語 社 会 英 語	国 語 地 理 歴 史 公 民 英 語	
	日本語・日本文化学類	国 語	国 語	
社会・国際学群	社会学類		公 民	
	国際総合学類	英 語	英 語	
人間学群	教育学類	社 会	地 理 歴 史 公 民	小学校教諭一種
	心理学類		公 民	
	障害科学類		福 祉	※2 特別支援学校教諭一種 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者 〃) (知的障害者 〃) (肢体不自由者 〃) (病弱者 〃)
生命環境学群	生物学類	理 科	理 科	
	生物資源学類	理 科 ※3技 術	理 科 農 業	
	地球学類	理 科	地 理 歴 史 理 科	

理工学群	数学類	数 学	数 学 ※1情 報	
	物理学類	数 学 理 科	数 学 理 科	
	化学類	理 科	理 科	
	応用理工学類	数 学 理 科	数 学 理 科	
	工学システム 学類	数 学 理 科	数 学 理 科 情 報 工 業	
	社会工学類	数 学	数 学	
情報学群	情報科学類	数 学	数 学 情 報	
	情報メディア 創成学類	数 学	数 学 情 報	
	知識情報・ 図書館学類	社 会 数 学	公 民 数 学 情 報	
医学群	看護学類			養護教諭一種
体育専門学群		保 健 体 育	保 健 体 育	
芸術専門学群		美 術	美 術 工 芸 書 道	

- (備考) 1 ※1の付された教科は，令和3年度入学者まで取得可能です。
- 2 ※2は，小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の一種免許状を有した上で取得可能です。
- 3 ※3の付された教科は，令和7年度入学者まで取得可能です。
- 4 所属学群・学類以外の教科の取得について，教職課程として履修すべき科目を履修して要件を満たした場合には，中学校教諭一種及び高等学校教諭一種等の免許状を取得することも可能です。

(1) 所要資格と最低修得単位数

免許状を取得しようとする者は、基礎資格として学士の学位（卒業）を有し、下表のとおり免許状の種類に応じた所定の単位を修得しなければなりません。

□ 主な免許状の種類及び所要資格等（注1・2）

免許状の種類 必要資格・単位数		小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	養 護 教 諭	特別支援学校 教 諭
		一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状
基 礎 資 格		学士の学位を有すること				学士の学位を有すること 及び小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の普通 免許状を有すること
本 学 に お け る 最 低 修 得 単 位 数	①教科及び教科の指導法に関する科目（注3）	3 0	2 8	2 4	2 8	—
	②教育の基礎的理解に関する科目	1 0	1 0	1 0	1 0	—
	③道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	1 0 1 1（注5）	1 0	8	8	—
	④教育実践に関する科目	7	7	7	7	—
	⑤大学が独自に設定する科目	2	4	1 2	7	—
	⑥その他の科目	8	8	8	8	—
	⑦特別支援教育に関する科目（注4）	—	—	—	—	2 6

- （注） 1. この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める単位数を基に本学が定めた単位数を示す。
 2. 卒業要件単位としての併用は、学群・学類によって異なるので、学群履修細則で確認すること。
 3. 養護教諭一種免許状については、「教科及び教科の指導法」を「養護」と読み替える。
 4. 特別支援学校教諭免許状を取得するにあたり、2以上の特別支援教育領域の免許状を取得する場合は26単位以上、5つの特別支援教育領域の免許状を取得する場合は38単位以上修得すること。
 5. 小学校教諭一種免許状に係る「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」の修得単位数は、令和4年度入学生から11単位とする。

(2) 教職課程の構成と履修方法

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する区分の科目ごとに定められた単位数を修得しなければなりません。これについて、本学で定める授業科目及び最低取得単位数については次表のとおりです。

なお、法改正により入学年度ごとに取得する区分等が変更になる場合がありますので、留意願います。

① 中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種

《令和４年度以降入学用》

□ 各科目に含めることが必要な事項（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）

	免許法に規定する科目				本学における開設授業科目				
	区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数		授業科目	開設単位数	必修単位数		標準履修年次
			中学校	高等学校			中学校	高等学校	
必修科目	すの教科 指導法及び 関科	・教科に関する専門的事項	20	20	各「教科に関する専門的事項」に対応する科目		20	20	1～4年次
		・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	4	各「教科の指導法」に対応する科目		8	4	2・3年次
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	現代教育と教育理念 教育史概論	11	2	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	11	2	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	111	2	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			こころの発達 学習の心理	11	2	2	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	1	1	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程編成論	1	1	1	3年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	11	2		2年次
		・総合的な学習の時間の指導法（中） ・総合的な探究の時間の指導法（高）			総合的な学習の時間の指導法	1	1	1	2年次
		・特別活動の指導法			特別活動の理論と実践	1	1	1	2年次
		・教育の方法及び技術			教育の方法と技術	1	1	1	3年次
		・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			情報通信技術を活用した教育の理論と方法	1	1	1	3年次
		・生徒指導の理論及び方法			生徒指導	1	1	1	3年次
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎 教育相談の実践	11	2	2	3年次
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導・キャリア教育	1	1	1	3年次
	に教育実習 に関する科目	・教育実習	5	3（注2）	教育実習	5	5	5	4年次
		・教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	2	4年次
	大学が独自に設定する科目		4	12	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		4	12	
	合計		59	59（注3）			59	61	

（注）１．３科目の中から、２科目選択必修とする。

２．高等学校教諭普通免許状取得に必要な「教育実習」の修得単位数は、本学では５単位とする。

３．高等学校普通免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では６１単位とする

□ 各科目に含めることが必要な事項（養護教諭一種）

	免許法に規定する科目			本学における開設授業科目				
	区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	開設 単 位 数	必修 単 位 数	標準 履修 年次	
			養護 教諭			養護 教諭		
必修科目	養護に関する科目	・衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。） ・学校保健 ・養護概説 ・健康相談活動の理論及び方法 ・栄養学（食品学を含む。） ・解剖学及び生理学 ・「微生物学，免疫学，薬理概論」 ・精神保健 ・看護学（臨床実習及び救急措置を含む。）	28	「養護に関する科目」に対応する科目		28	1～4年次	
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 (注2)	現代教育と教育理念 教育史概論	11	2	1年次	
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	11	2	1年次	
		・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	111	2	1年次	
		・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		こころの発達 学習の心理（注5）	11	2	1年次	
		・特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1	3年次	
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程編成論	1	1	3年次	
	道徳，総合的な学習の時間等，生徒指導，教育相談等に関する科目	・道徳，総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6 (注3)	道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	11	2	2年次	
				総合的な学習の時間の指導法	1	1	2年次	
				特別活動の理論と実践	1	1	2年次	
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術 情報通信技術を活用した教育の理論と方法	11	2	3年次	
				・生徒指導の理論及び方法	生徒指導	1	1	3年次
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談の基礎（注6）	1	1	3年次	
	教育実践に関する科目	・養護実習	5	養護実習	5	5	4年次	
		・教職実践演習	2	教職実践演習（養護教諭）	2	2	4年次	
	大学が独自に設定する科目			7 (注4)	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		7	1～4年次
	合計			56 (注5)			60	

（注） 1. 3科目の中から，2科目選択必修とする。

2. 養護教諭一種免許状に係る『教育の基礎的理解に関する科目』の修得単位数は，本学では10単位とする。

3. 養護教諭一種免許状に係る『道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目』の修得単位数は，本学では8単位とする。

（次頁に続く）

- (注) 4. 養護教諭一種免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では60単位とする。
5. 令和6年度以前入学者で「教育心理学」（養護教諭用に限る。）を修得済みの者は、「こころの発達」及び「学習の心理」に読替えできるものとする。
6. 令和6年度以前入学者で「教育相談」（養護教諭用に限る。）を修得済みの者は、「教育相談の基礎」に読替えできるものとする。

《平成31（令和元）年度 ～ 令和3年度 入学者用》

□ 各科目に含めることが必要な事項（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）

	免許法に規定する科目				本学における開設授業科目				
	区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数		授業科目	開設単位数	必修単位数		標準履修年次
			中学校	高等学校			中学校	高等学校	
必修科目	教科指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	20	20	各「教科に関する専門的事項」に対応する科目		20	20	1～4年次
		・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8	4	各「教科の指導法」に対応する科目		8	4	2・3年次
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	現代教育と教育理念 教育史概論	11	2	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。)			教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	11	2	2	1年次
		・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	111	2	2	1年次
		・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			こころの発達 学習の心理	11	2	2	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	1	1	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程編成論	1	1	1	3年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	11	2		2年次
		・総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法Ⅰ 総合的な学習の時間の指導法Ⅱ	11	2	2	2年次
		・特別活動の指導法			特別活動の理論と実践	1	1	1	2年次
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			教育の方法と技術	1	1	1	3年次
		・生徒指導の理論及び方法			生徒指導	1	1	1	3年次
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談の基礎 教育相談の実践	11	2	2	3年次
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導・キャリア教育	1	1	1	3年次
	教育実践に関する科目	・教育実習	5	3 (注2)	教育実習	5	5	5	4年次
		・教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	2	4年次
	大学が独自に設定する科目		4	12	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		4	12	
	合計		59	59 (注3)			59	61	

(注) 1. 3科目の中から, 2科目選択必修とする。

2. 高等学校教諭普通免許状取得に必要な「教育実習」の修得単位数は, 本学では5単位とする。

3. 高等学校普通免許状取得に必要な修得単位数(その他の科目を除く。)は, 本学では61単位とする。

□ 各教科の指導法の履修方法（全学年対象）

- 1) 教科の指導法（中学校 8 単位，高等学校 4 単位）は，取得を希望する免許状教科の指導法を履修すること。
[2 教科の免許を取得しようとする者は，当該教科の指導法に関する科目を 2 教科分（中学校 2 教科の場合は 1 6 単位，高等学校 2 教科の場合は 8 単位）履修すること]
- 2) 中学校「社会」，高等学校「地理歴史」並びに「公民」の免許を取得しようとする場合，当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会，地理歴史，公民の指導法に限る。）の単位は，「大学が独自に設定する科目」の単位として数えることができる。
- 3) 保健体育科の指導法の（*1）印の科目は，中学校教諭普通免許状に係る「教科の指導法」として必修とする科目であり，高等学校教諭普通免許状に係る「大学が独自に設定する科目（保健体育科）」として必修としている科目である。
- 4) 保健体育科の指導法の（*2）印科目「体育授業理論・実習Ⅲ」は，「体育授業理論・実習Ⅰ」を習得後に，「体育授業理論・実習Ⅱ」を履修している者が，同学期に履修することができる。
- 5) 教科・科目によっては，年度によって履修年次等が変更になる場合があるので，都度，掲示や「資格取得科目一覧」等により確認すること。

「教科の指導法」一覧（「美術」・「工芸」・「書道」は別表）

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		標準 履修 年次
					中学校	高等学校	
選択必修科目	国語	国語科の指導法	国語科教育概論Ⅰ	1	1	1	3
			国語科教育概論Ⅱ	1	1	1	3
			国語科教育演習Ⅰ	2	2	2	3
			国語科教育演習Ⅱ	2	2		3
			国語科指導法	2	2		3
	社会	社会科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			中等社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2	2		2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅱ	2	2		2～3
			社会科地理歴史指導法	1	1		2～3
			社会科公民指導法	1	1		2～3
	地理歴史	地理歴史科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ	1		1	2～3
			中等社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2	2～3
			地理歴史科指導法	1		1	2～3
	公民	公民科の指導法	中等社会・公民科教育法Ⅰ	1		1	2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅱ	2		2	2～3
			公民科指導法	1		1	2～3
	数学	数学科の指導法	数学科教育概論Ⅰ	1	1	1	3
			数学科教育概論Ⅱ	2	2	2	3
			数学科指導法	1	1	1	3
			数学教育内容論	1	1		3
			数学授業研究	1	1		3
			数学教材論	2	2		3

選 択 必 修 科 目	理 科	理科の指導法	理科教育概論ⅠA・ⅠB	2	2	2	2～3
			理科教育概論ⅡA・ⅡB	2			2～3
			中等理科教育論Ⅰ	2	2	2	2～3
			中等理科教育論Ⅱ	2	2		2～3
			中学校理科教育論	1	1		3
			中学校理科教育実践論	1	1		3
	保 健 体 育	保健体育科の指導法	保健体育科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2
			保健体育科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2
			保健体育科教育法概論Ⅲ	1	1	1	3
			保健体育科(体力づくり運動)指導法	1	1	1	1
			体育授業理論・実習Ⅰ(*1)	1	1		3
			体育授業理論・実習Ⅱ	1	3		3
			体育授業理論・実習Ⅲ(*2)	1			3
			保健授業理論・実習	1			3
			体育理論の授業づくり	1			3
			アダプテッド体育授業理論・実習	1			3
	技 術	技術科の指導法	技術科教育法概論	2	2		3
			技術科指導法Ⅰ	3	3		3
			技術科指導法Ⅱ	3	3		3
	情 報	情報科の指導法	情報科指導法Ⅰ	2		2	3
			情報科指導法Ⅱ	2		2	3
	農 業	農業科の指導法	農業科教育法概論	2		2	3
			農業科指導法	2		2	3
	工 業	工業科の指導法	工業科指導法	4		4	3
	福 祉	福祉科の指導法	福祉科指導法Ⅰ	3		3	3
			福祉科指導法Ⅱ	1		1	3
	英 語	英語科の指導法	英語科教育基礎論 a	1	1		2
			英語科教育基礎論 b	1	1		2
			英語科教育概説 a	1	1		3
			英語科教育概説 b	1	1		3
			中等英語科教育法Ⅰ a	1	1	1	2
			中等英語科教育法Ⅰ b	1	1	1	2
			中等英語科教育法Ⅱ a	1	1	1	3
			中等英語科教育法Ⅱ b	1	1	1	3

「美術」・「工芸」の「教科の指導法」一覧

《令和３年度以降入学者》

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		標準 履修 年次
					中学校	高等学校	
選択必修科目	美術	美術科の指導法	美術科・工芸科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			美術科・工芸科教育法Ⅱ	1	1		2～3
			美術科・工芸科教育法Ⅲ	1	1		2～3
			美術科・工芸科教育法Ⅳ	1	1		2～3
			美術科指導法Ⅰ	1	4	4	2～3
			美術科指導法Ⅱ	1			2～3
			美術科指導法演習Ⅰ	1			2～3
			美術科指導法演習Ⅱ	1			2～3
			造形教育論Ⅰ	1			2～3
			造形教育論Ⅱ	1			2～3
	工芸	工芸科の指導法	美術科・工芸科教育法Ⅰ	1		4	2～3
			美術科・工芸科教育法Ⅱ	1			2～3
			美術科・工芸科教育法Ⅲ	1			2～3
			美術科・工芸科教育法Ⅳ	1			2～3
			工芸科指導法	1			2～3
			工芸科指導法演習	1			2～3

《平成３１(令和元)年度 ～ 令和２年度入学者》

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		標準 履修 年次
					中学校	高等学校	
選択必修科目	美術	美術科の指導法	美術科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2～3
			美術科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2～3
			美術科指導法Ⅰ	1	1	2	2～3
			美術科指導法Ⅱ	1	1		2～3
			美術科指導法演習Ⅰ	1	1		2～3
			美術科指導法演習Ⅱ	1	1		2～3
			造形教育論Ⅰ	1	1		2～3
			造形教育論Ⅱ	1	1		2～3
	工芸	工芸科の指導法	工芸科教育法概論Ⅰ	1		1	2～3
			工芸科教育法概論Ⅱ	1		1	2～3
			工芸科指導法	1		1	2～3
			工芸科指導法演習	1		1	2～3

「書道」の「教科の指導法」一覧

《令和４年度以降入学者》

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		標準 履修 年次
					中学校	高等学校	
必修科目	書道	書道科の指導法	書道科教育論Ⅰ	1		1	3
			書道科教育論Ⅱ	1		1	3
			書道科教育法特講Ⅰ	1		1	3
			書道科教育法特講Ⅱ	1		1	3

《平成３１(令和元)年度～令和３年度入学者》

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		標準 履修 年次
					中学校	高等学校	
必修科目	書道	書道科の指導法	書道科教育法Ⅰ	1.5		1.5	3
			書道科教育法Ⅱ	1.5		1.5	3
			書道科教育法特講	1		1	3

□ 教科に関する専門的事項（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護学校教諭一種）

「教科及び教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」とは、免許状の教科に関連した科目をいいます。それぞれの履修科目は、取得しようとする教科により異なります。履修方法は、「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目一覧」を参照してください。

中学校教諭一種又は高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、当該教科の免許法に規定する「教科に関する専門的事項」に対応する科目を20単位以上修得しなければなりません。

養護教諭一種免許状を取得しようとする者も同様に、「養護に関する科目」を28単位以上修得しなければなりません。

※「教科に関する専門的事項」、「養護に関する科目」履修上の注意事項

1. 各教科内で中学校と高等学校の「教科に関する専門的事項」が同一の場合は併用できる。
2. 基礎科目（共通科目）及び関連科目の外国語は、英語等の「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
3. すべての教科において、卒業論文、卒業研究、同演習は、「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
4. 同名の科目は、同一免許教科において2以上の科目に数えることはできない。
5. 次年度以降の「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目」および「養護に関する科目に対応する開設授業科目」については、履修する年度ごとに確認すること。
6. 所属学群・学類で取得できる免許状の教科に関する科目は、当該学群・学類の「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目一覧」から履修することを原則とする。

なお、所属学群・学類で取得できない免許状の種類・教科（養護教諭を除く）の取得を希望する者は、できるだけ当該免許状が取得できる学群・学類の1つから履修すること。

□ 大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「大学が独自に設定する科目」（中学校 4 単位、高等学校 1 2 単位、養護教諭 7 単位）を修得しなければなりません。

この科目については、「教科及び教科の指導法（養護）に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数を加えることができます。

・中学校教諭一種・高等学校教諭一種

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	中学校 4 高等学校 1 2	〔教職科目〕 介護等体験の意義 〔教育学類の専門科目〕 環境教育論， 生涯学習論， ※社会認識教育論（社会、公民）， ※児童文学論（国語）， ※科学教育論（理科） 〔障害科学類の専門科目〕 学習障害概論 〔体育専門学群の専門科目〕 ※保健体育教師論（保健体育） ※スポーツ教育論（保健体育） ※体育のカリキュラムマネジメント（保健体育） ※学校武道指導論（保健体育） ※体育指導のバイオメカニクス（保健体育） ※保健科内容論（保健体育） ※アダプテッド・スポーツ教育（保健体育） ※指導者のためのスポーツ生化学（保健体育） ※運動部活動の指導と経営（保健体育） ※体育授業観察・分析法演習（保健体育） 〔知識情報・図書館学類の専門科目〕 学校図書館論， 学校図書館メディアの構成， 学習指導と学校図書館， 読書と豊かな人間性， 情報メディアの活用	中学校 4 高等学校 1 2	共通使用可 （※印の科目を除く。）
		最低修得単位を超えて履修した 「教育の基礎的理解に関する科目」 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		
		最低修得単位を超えて履修した 「教科及び教科の指導法に関する科目」		共通使用不可

（注） ※印の科目は、（ ）の教科の免許状を取得する場合にのみ適用する。

・養護教諭一種

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	7	〔看護学類の専門科目〕 子どもの健康と障害、 看護生命倫理、 子どもの発達支援学概論、 子どもの発達支援方法論、 コミュニティ・エンパワメント論、 障害理解、 家族病理とメンタルヘルス	7	
		最低修得単位を超えて履修した 「養護に関する科目」 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		

□ その他の科目（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」〔8単位〕を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設学類等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
		社会学類 国際総合学類	憲法 I	
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・韓国語・アラビア語）	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義） 情報リテラシー（演習） データサイエンス	2
計	8			8

- （注）１．憲法 I を「日本国憲法」（２単位）として数えた場合、『教科に関する専門的事項』（社会等）に併用することはできない。
- ２．体育専門学群の学生については、体育専門学群開設「実技理論・実習」を「体育」（２単位）として履修すること。ただし、保健体育の『教科に関する専門的事項』に併用することはできない。

② 小学校教諭一種免許状（人間学群 教育学類開設）

小学校教諭一種免許状の取得に必要な本学で定める授業科目及び単位数は下表のとおりです。なお、これらの科目に加え、教育学類において1年次の学生を対象に行うガイダンスを必ず受ける必要があります。ガイダンスの時期・方法などについては、教育学類で別途掲示します。

《令和4年度以降 入学者用》

	免許法に規定する科目			本学における開設授業科目		
	区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	開設単位数（必修単位数）	標準履修年次
必修科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	30	別表「教科及び教科の指導法に関する科目」を参照	10	
		・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			20	
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育基礎論	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校の経営・制度・社会	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		初等特別支援教育	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	2年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10 (注1)	初等道徳教育論	2	2年次
		・総合的な学習の時間の指導法		初等総合的な学習の時間の指導法	1	3年次
		・特別活動の指導法		初等特別活動論	1	3年次
		・教育の方法及び技術		学習指導論	2	2年次
		・情報通信を活用した教育の理論及び方法		初等情報通信技術を活用した教育の理論と方法	1	3年次
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3年次
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2	3年次
	教育実践に関する科目	・教育実習	7	教育実習（小）	5	3年次
		・教職実践演習		教職実践演習（小）	2	4年次
	大学が独自に設定する科目		2	別表「大学が独自に設定する科目」を参照	2	
	合計		59 (注2)		60	

(注) 1. 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の修得単位数は、本学では11単位とする。

2. 免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では60単位とする。

《平成31（令和元）年度 ～ 令和3年度 入学者用》

	免許法に規定する科目			本学における開設授業科目		
	区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	開設単位数 (必修単位数)	標準履修年次
必修科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	30	別表「教科及び教科の指導法に関する科目」を参照	10	
		・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			20	
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育基礎論	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校の経営・制度・社会	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		初等特別支援教育	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	2年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	初等道徳教育論	2	2年次
		・総合的な学習の時間の指導法		初等総合的な学習の時間の指導法	1	3年次
		・特別活動の指導法		初等特別活動論	1	3年次
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		学習指導論	2	2年次
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3年次
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2	3年次
	教育実践に関する科目	・教育実習	7	教育実習（小）	5	3年次
		・教職実践演習		教職実践演習（小）	2	4年次
	大学が独自に設定する科目		2	別表「大学が独自に設定する科目」を参照	2	
	合計		59		59	

《全学年共通》

□ 教科及び教科の指導法に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	最低修得 単 位 数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開 設 単位数 (必修単位数)
・教科に関する専門的事項	3 0	初等国語 (人間学群教育学類開設)	1
		初等社会 (同)	1
		初等算数 (同)	1
		初等理科 (同)	1
		初等生活 (同)	1
		初等音楽 (同)	1
		初等図画工作 (同)	1
		初等家庭 (同)	1
		初等体育 (同)	1
		初等外国語 (同)	1
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		初等教科教育法 (国語)	2
		初等教科教育法 (社会)	2
		初等教科教育法 (算数)	2
		初等教科教育法 (理科)	2
		初等教科教育法 (生活)	2
		初等教科教育法 (音楽)	2
		初等教科教育法 (図画工作)	2
		初等教科教育法 (家庭)	2
		初等教科教育法 (体育)	2
		初等教科教育法 (外国語)	2
合計		3 0	

□ 大学が独自に設定する科目

免許法に規定する科目	最低修得 単位数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開 設 単位数
大学が独自に設定する科目	2	児童文学論 (人間学群教育学類開設)	2
		数学教育論 (同)	2
		科学教育論 (同)	2
		教育臨床学 (同)	2
		カリキュラム開発演習 (同)	2
		環境教育論 (同)	2

□ 履修方法

「教育実践に関する科目」の「教育実習」は、下記に示す要件を満たした上で履修するものとする。

- ① 卒業後に教職に就くことを強く希望していること。
- ② 前年度（２月）に「小学校教育実習希望書」、教育実習参加年度（４月）に「小学校教育実習申込書」を提出していること。
- ③ 原則として、教育実習参加年度までに本学学群の３年次以上であること。
- ④ 原則として、教育実習開始時まで、「初等特別支援教育」「初等総合的な学習の時間の指導法」「初等特別活動論」「生徒・進路指導論」「教育相談論」を除く、他の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のすべてを修得済み又は履修中であること。
- ⑤ 「教科及び教科の指導法に関する専門的事項」「大学が独自に設定する科目」「その他の科目」の単位を十分に修得していること。

□ その他の科目

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設区分等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・韓国語・アラビア語）	2
数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は 情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義・演習）	2
計	8			8

FAQ（よくある質問）

□教職免許状関係

Q 1：教育職員免許状（教員免許状）とは何ですか

- A： 学校教員の職に就くために必要な資格のことです。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の教員、養護教諭、栄養教諭になるには、学校種ごとの教員免許状が必要となります。（中学校・高等学校は教科ごとの免許状になります。）
また、教員免許状は都道府県教育委員会から授与されます。

Q 2：教員免許状にはどのような種類があるのですか

- A： 普通免許状、特別免許状、臨時免許状があります。
普通免許状とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、養護教諭、栄養教諭の免許状で、「専修免許状、一種免許状、二種免許状」に区分されます。大学等で取得できる免許状は、この普通免許状です。
これに対して、特別免許状とは、都道府県ごとに行う教育職員検定に合格した者に授与される免許状であり、臨時免許状とは、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って実施される都道府県の教育委員会の教育職員検定に合格すると授与される免許状です。

Q 3：専修免許状、一種免許状、二種免許状とは何ですか

- A： 専修免許状とは、修士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり、大学院で取得できる免許状のことです。
一種免許状とは、学士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり、本学の学群卒業で取得できる免許状のことです。
二種免許状とは、短期大学士の学位を有することを基礎資格とした免許状のことです。

Q 4：小学校の免許状を取得したいのですが、どのようにすれば良いのですか

- A： 本学では、平成 24 年度から人間学群教育学類に小学校の免許状を取得させるための課程を設置いたしました。少人数での教育を行うこととしておりますので、希望者全員が履修できるとは限りません。詳しくは、人間エリア支援室学群教務にて確認してください。
他の方法としては、文部科学省が実施する小学校教員資格認定試験に合格し、都道府県教育委員会に申請することにより小学校教諭の二種免許状が授与されます。詳しくは文部科学省のHPを参照してください。

Q 5：養護学校の先生とは養護教諭（俗に言う保健室の先生）のことですか

- A： 養護学校教諭は、養護教諭とは異なります。養護学校は平成 19 年度から特別支援学校となりましたので、特別支援学校の教諭になるには特別支援学校の免許状が必要であり、養護教諭になるには養護教諭の免許状が必要です。
なお、特別支援学校の免許状を取得するには、基礎資格として小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状が必要となります。

Q 6：教員になるにはどうすれば良いのですか

- A： 都道府県や各私立学校が行う採用試験に合格する必要があります。
採用試験の詳細については、スチューデントプラザ 2 階のヒューマンエンパワーメント推進局（キャリア支援チーム）事務室にお尋ねください。

Q 7：自分の所属する学群・学類で取得できる免許教科以外の免許教科は取得できますか

- A： 他の学群・学類で取得できる免許教科についても、必要単位数を修得すれば取得することができます。ただし、教職課程認定を受けていない学群・学類においては、授業の履修はできても、「教育実習」、「教職実践演習」及び「介護等体験」に参加することはできません。

Q 8 : 高等学校の免許状のみを取得希望ですが、中学校の免許状も取得した方が良いのですか

A : 可能な限り取得した方が良いでしょう。中高一貫校など、中高両方の免許状を取得していることを採用試験の前提にしている学校もあります。

Q 9 : 卒業までに教員免許状を取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか

A : 卒業後に科目等履修生として在籍し、不足単位を修得すれば免許状を取得できます。

ただし、教育職員免許法が改正となった場合、最新の免許法に基づいて科目を修得いただくことが基本になりますので、以前に取得した科目の読替え等ができなくなることがあります。

事前に申請予定の教育委員会で不足分の確認等を行ってください。また、免許状を取得するための手続き（都道府県教育委員会への申請）は、個人申請にて行うことになります。

なお、本学大学院に在籍しながら不足単位を修得するには、本学の科目等履修生（学群）として履修しなければなりません。

Q10 : 教員免許状はどのような手続きで取得できるのですか

A : 教員免許状は、申請者が都道府県教育委員会に申請し授与されるものですが、学群4年次の在学生（専修免許状取得希望者にあつては、修士課程・博士前期課程2年次生）に限り、本学が申請者に代わって関係書類を茨城県教育委員会に申請します（一括申請）。

一括申請に関係書類を提出し、所要資格を満たした者は、3月の卒業式・学位記授与式当日に免許状が交付されます。この一括申請は、毎年11月頃に行いますので、掲示に注意してください。

Q11 : 卒業の時に授与される教員免許状は、茨城県でしか使えないのですか

A : 普通免許状は、すべての都道府県で有効です。

□履修関係

Q12 : 1年生の時に履修しておく科目は何ですか

A : 各科目の標準履修年次に従い履修を進めてください。（教職フローチャート参照）

Q13 : 1年間の履修科目の登録が45単位を超えてしまったらどうするのですか

A : 1年間の履修科目の登録上限の単位数は45単位ですが、上限を超えて履修が認められる場合があります。取扱いが学群・学類によって異なるので、履修要覧に掲載されている学群履修細則で確認してください。あるいは所属支援室に問い合わせてください。

Q14 : 履修申請をするときの科目区分がよくわからないのですが

A : 履修申請は、卒業要件に必要な授業科目を申請することであり、教員免許取得のための授業科目についても、各学群・学類の履修細則に基づいて該当する科目区分コードで登録してください。

なお、教職に関する科目（科目番号が「9」始まる科目）については、学群・学類によっては、科目区分が異なる場合もありますので、履修要覧に掲載されている学群履修細則で確認し、該当する科目区分コードで登録してください。

Q15 : 教員免許状の取得に必要な単位は、卒業単位として使えますか

A : 卒業要件単位として併用できる単位数は、学群・学類によって異なります。履修細則にて確認してください。

Q16 : 他の教科の指導法に関する科目は、「教科に関する専門的事項」や「大学が独自に設定する科目」に含めることはできますか

A : 各教科の指導法に関する科目は、当該教科にのみ数えることができます。従って、他の教科の「教科に関する専門的事項」や「大学が独自に設定する科目」として数えることはできません。

ただし、社会、地理歴史、公民においては、当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会、

地理歴史、公民に限る)の単位は、当該教科の「大学が独自に設定する科目」として数えることができます。

また、教科によっては、学校種(中学・高等学校等)ごとに指定が異なる科目がありますが、必要単位数として指定されていない科目については、当該教科・学校種の「大学が独自に設定する科目」として数えることができます。

Q17: 中学校と高等学校の国語の免許状取得を希望していますが、「教科に関する専門的事項」は、中学校と高等学校それぞれ20単位を取得しなければいけないのですか

また、中学校社会と高校公民の免許状取得も希望するのですが、同様ですか

A: 区分欄の各科目は同じ科目であれば、中学校と高等学校の両方で使えます。ただし、書道(書写と中心とする)の開設授業科目「芸術(書A, B, C)」は中学校のみです。

また、中学校社会と高校公民については、区分欄の各科目のうち、例えば、法律学、社会学など、区分が共通(の分野)のものは、中学校社会、高校公民の両方で使えます(ただし、それぞれの表に記載されている同じ科目名に限りません)。一方、日本史及び外国史、地理学(地誌を含む)などの科目は、高校地理歴史には使えますが、高校公民では使えません。

Q18: 教育実習に行くにはどうしたら良いのですか

A: 3年次に所定の手続きを行いますので、Web 掲示板の掲示に注意してください。教職に関する掲示は『資格取得』の区分に掲載します。全体のスケジュールについては、教職フローチャートを参照してください。

また、教育実習に参加するには、次の要件を満たした者に限ります。

- (1) 卒業後に教職に就くことを強く志望する者
- (2) 実習参加の前年度(3年次の10月)に「教育実習参加申込書」を提出した者
- (3) 原則として、教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
- (4) 原則として、教育実習、教職実践演習を除く他の教職科目のすべての単位を前年度(3年次)までに修得済みの者(※自身の入学年度の履修要覧を確認してください。)
- (5) 「教科に関する専門的事項」の単位を十分に修得している者

Q19: 教育実習校はどのように決まるのですか

A: 本学の教育実習は、原則として本学附属学校又は本学が指定した近隣の実習協力校で行うことになっており、希望者は、例年10月に実施する予備選考会に出席し、実習校を選ぶことになります。その後、全学学群教職課程委員会が参加要件等を満たしているかどうか点検を行い、実習校の配当を決定します。

配当については希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりにならない場合があることを承知しておいてください。

また、特別な理由により、出身校(本学附属学校及び実習協力校を除く)での実習を希望する場合、所定の手続き並びに選考を行い、承認されれば、出身校での教育実習の参加が特例で認められることがあります(特例措置)。「特例措置」に関する手続き等については、3年次の5月頃に掲示でお知らせします。

なお、教育実習に関する経費(参加費や交通費など)は、各個人負担となります。

Q20: 中学校と高等学校の免許状を取得希望ですが、教育実習は両方に行かなければならないのですか

A: どちらか1校で構いません。

Q21: 高等学校の免許状のみを取得希望ですが、教育実習は中学校に行っても良いのですか

A: 高等学校の免許状のみを取得希望の場合には、実習先は高等学校のみとなります。ただし、中学校の免許状の単位も取得している場合には、中学校の教育実習への参加も可能です。

Q22：教育実習期間中の授業はどうなるのですか

A： 教育実習期間中は、授業を欠席しなければなりませんので、事前に授業担当教員に事情を申し出るとともに支援室学群教務に備えてある「欠席届」を作成し、授業担当教員に提出してください。

Q23：教育実習にはいくらぐらいかかるのですか

A： 本学附属学校や実習協力校の場合は、実習校までの交通費や諸経費のみですが、出身校での実習の場合は、交通費や諸経費の他、教材費や参加費（委託費）が必要な場合があります。教材費や参加費（委託費）については、実習校にお尋ねください（大学からの補助等はありません）。

Q24：教育実習に参加したうえで、教職実践演習を受講したのですが、教育実習の単位を落としてしまいました。その場合、教職実践演習の単位は認められますか。

A： 教職実践演習は、教育（養護）実習の実施時期との関係もあり、教育（養護）実習（3週間）に参加した者であれば受講はできますが、当然、単位を修得できることを前提に受講を許可しています。教職実践演習は、教育（養護）実習を修めたうえでの教職科目全般の総まとめ的な内容の科目でもありますので、教育（養護）実習の単位を落としてしまった場合には、教職実践演習の単位も認められないことになります。

くれぐれも単位を落とさないように努めてください。

Q25：介護等体験とは何ですか

A： 小学校・中学校の教員免許状取得に必要な特別支援学校及び社会福祉施設等における7日間の体験活動のことです。小・中の教員免許を取得する場合は、必ず行わなければなりません。

高等学校の免許を取得する場合、養護教諭の免許を取得する場合は必要ありません。また、小・中と併せて特別支援学校教諭一種を取得希望で、「特別支援教育実習」を取得する場合には、介護等体験への参加は免除となります。

詳細は履修要覧、介護等体験実施要項を参照してください。

Q26：介護等体験に参加するにはどうしたらよいのですか

A： 介護等体験の事前指導である教職科目「介護等体験の意義」を履修することが必要です。同科目を修得後、所定の手続きを行うことにより参加できます。

介護等体験は、本学附属特別支援学校2日間、茨城県内の社会福祉施設5日間の合計7日間の体験が必要であり、参加申込みについては、介護等体験実施要項及び掲示で確認してください。

なお、卒業時に教員免許状を取得できるよう、余裕を持って2・3年次生のうちに参加してください。

Q27：介護等体験にはいくらぐらいかかるのですか

A： 本学附属特別支援学校（2日間）の参加費は不要ですが、茨城県内の社会福祉施設（5日間）は参加費用として8,000円（改正により金額が変わることがあります）が必要です。

また、別途交通費、細菌検査の実施費等の諸経費が必要です。

□その他

Q28：教職に関して質問がある場合はどこに聞けばよいのですか

A： 授業に関しては各授業担当教員に、履修方法等については所属エリア支援室の学群教務担当にお尋ねください。また、教職を目指している方や教職を進路の選択肢として考えている方のために、学校長経験者のアドバイザーによる「教職に関する相談窓口」を開設しています。

教職に関して不安に思っていること、是非聞いてみたいこと、悩みごと等がありましたら気軽に相談してください。複数での相談も可能です。

たとえば、「自分は教師に向いているか」

「教師を目指すにはどんな勉強をしたら良いか」

「どうしたら良い先生になれるか」

「教員採用試験の準備や対策」

「教師になって良かったことや教師のやりがい」

「学校の実情を聞きたい」 など

教職に関する相談窓口の詳細は、Web 掲示板や※教職ホームページを参照ください。

※教職ホームページ <https://www.tsukuba.ac.jp/education/tt-programs/index.html>

筑波大学が目指す教職教育

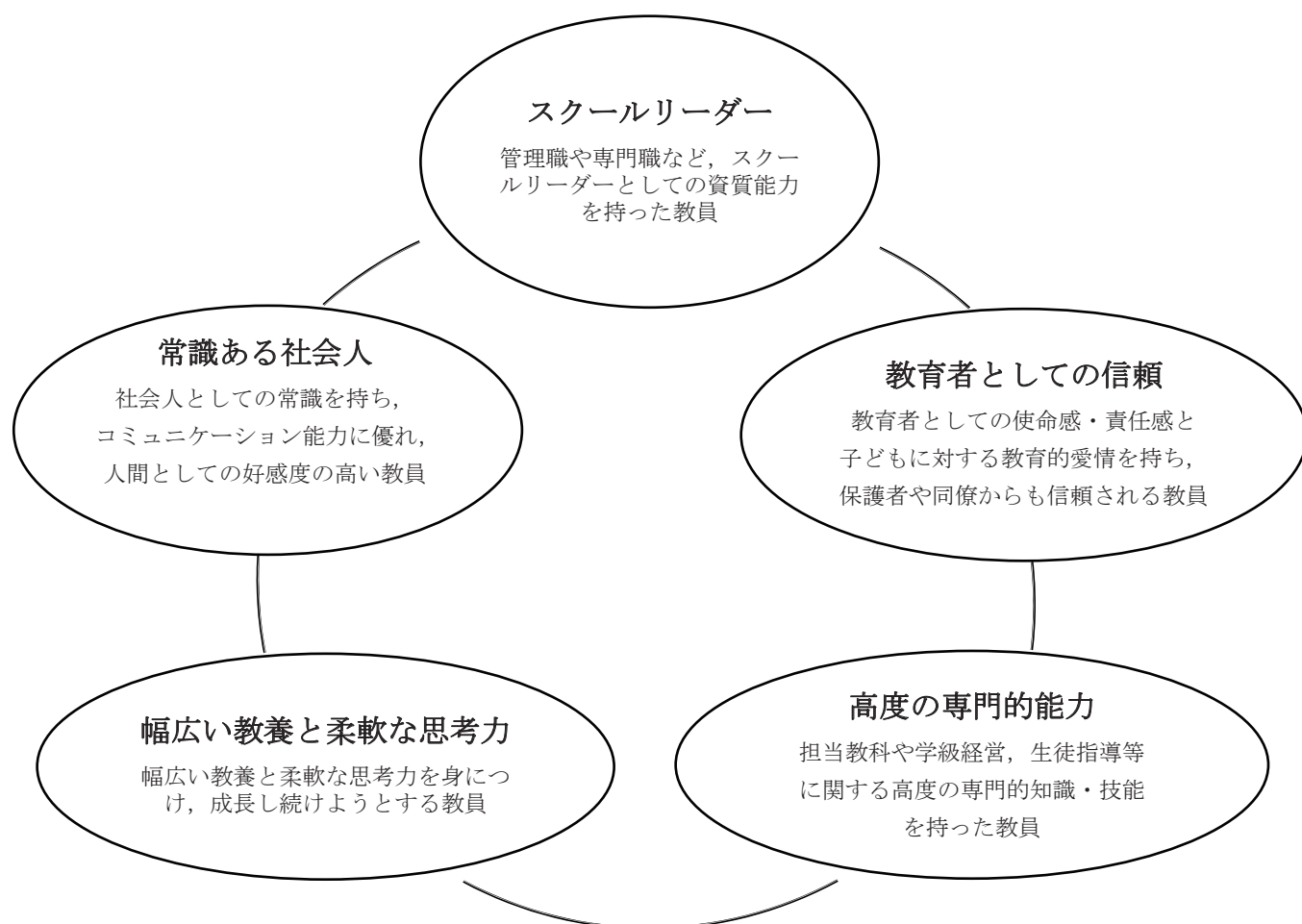
グローバル教師力開発推進室
全学学群教職課程委員会

教員養成の理念・目標

幅広い教養教育と高度の専門教育によって、広い視野と柔軟な思考力、担当教科等に対する高度の専門知識・技能を身につけ、成長する意欲を持った教員を育てることが、本学における教員養成の基本理念です。教員養成の伝統を継承する本学は、中等教育界のリーダーとなる教員の養成を目指すとともに、附属学校教員の協力を得て、実践的指導力を身につけた教員の養成を目指します。

養成する教員像

- スクールリーダーとしての教員
- 常識ある社会人
- 幅広い教養と柔軟な思考力をもつ教員
- 教育者として信頼される教員
- 高度の専門的能力をもつ教員



学士課程における教職課程の内容及び特色

- 教育実習の重要性に鑑み、高校教員免許取得者にも3週間の教育実習を課しています。
- 附属学校教員を中心として、教職経験者を授業担当講師として積極的に登用しています。
- 教職経験者による教職志望学生への支援・相談活動を実施しています。
- 教育・心理・障害等の専門性を持つ教員により、質の高い教職教育が行われています。

学士課程における教職教育の質の保証

- 入学式後に教職ガイダンスを実施し、教職課程の履修について詳しく説明します。
- 担当教員の専門を活かした授業内容、成績評価の基準をシラバスで明示しています。
- 教員懇談会を開催し、授業の問題点や課題を共有して、授業を改善します。
- 授業評価アンケートを行い、その結果を各教員にフィードバックして授業を改善します。
- 評価の高い教員の授業を参考にして、担当教員の研修会を実施します。
- 教職課程の円滑かつ効果的な実施を通じて、大学が定める教員の養成の目的を達成できているか、毎年自己点検・評価を実施し、評価結果を公表します。

II 社会教育主事

社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には、社会教育法に基づき社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることを職務とする専門職員として、社会教育主事が置かれています。社会教育主事となる資格を得るためには、「大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあったもの」等が任用資格取得要件となっています。

なお、令和2年4月1日より、社会教育主事講習規程の一部を改正する省令が施行されました。これに伴い、令和2年度入学生から新養成課程での科目履修となります。また、社会教育主事養成課程の修了者は、「社会教育士（養成課程）」と称することができます。

本学では、社会教育に関する科目として下表のとおり24単位の履修を課しています。

□大学において修得すべき社会教育に関する科目（令和2年度以降入学者）

社会教育法に定める科目		本学における開設授業科目		最低修得 単 位 数
科 目	単位数	授 業 科 目（単位数）	開設学群・学類等	
生涯学習概論	4	生涯学習論(2)，社会教育論(2)	人間学群教育学類	4
生涯学習支援論	4	生涯学習実践分析(2)，生涯学習の理論的検討(2)	人間学群教育学類	4
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ(2)，社会教育経営論Ⅱ(2)	人間学群教育学類	4
社会教育特講	8	現代社会論(2)，ジェンダー社会論(2)	社会・国際学群社会学類	8
		現代社会と社会教育(2)，環境教育論(2)， 教育工学(2)，教育行財政論(2)，教育法制論(2)， 視聴覚教育論(2)，教育制度論(2)， 学習情報処理論(2)，教育社会学Ⅰ(2)， 学校論(2)，比較教育文化論(2)，国際教育論(2)	人間学群教育学類	
		青年心理学(2)，社会・集団・家族心理学(2)	人間学群心理学類	
		社会福祉原論Ⅰ(2)，社会福祉原論Ⅱ(2)	人間学群障害科学類	
		現代スポーツ論(1)，スポーツ社会学(2)， 体育・スポーツ経営学(2)， コミュニティ・スポーツの経営・政策論(1)， スポーツ政策学Ⅰ，同Ⅱ(1)， 体育・スポーツ行政学(1)， 地方自治とスポーツ政策(1)，スポーツ法学(1)， スポーツリスクマネジメント論(1)，体力学(1)， 健康増進学(1)，サクセスフルエイジング論(1)	体育専門学群	
		博物館学Ⅰ(2)，博物館学Ⅱ(2)，博物館学Ⅲ(2)	博物館に関する科目	
		現代教育と教育理念(1)，教育史概論(1)， 教育社会学概論(1)，教育の法と制度(1)， 学校経営概説(1)	教職に関する科目	
社会教育実習	1	博物館実習(3)	博物館に関する科目	1
		社会教育実習(1)	人間学群教育学類	
社会教育演習， 社会教育実習， 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	生涯学習論演習Ⅰ(1)，生涯学習論演習Ⅱ(1)， 社会教育課題研究(2)，教育社会学演習Ⅰ(1)	人間学群教育学類	3
		スポーツ社会学演習Ⅰ(2)，同Ⅱ(1)，同Ⅲ(2)， 体育・スポーツ経営学演習Ⅱ(1)， スポーツ政策学演習Ⅰ(2)，同Ⅲ(2)	体育専門学群	
合 計	24			24

□ 平成31年度（令和元年度）までの入学者で、令和2年度からの新課程を「旧課程」に読み替える場合

社会教育法に定める科目		本学における開設授業科目		最低修得 単位数	旧課程 対応科目
科 目	単位数	授業科目（単位数）	開設学群・学類等		
生涯学習概論	4	生涯学習論（2）， 社会教育論（2）	人間学群教育学類	4	生涯学習 概論
生涯学習支援論	4	生涯学習実践分析（2）， 生涯学習の理論的検討（2）	人間学群教育学類	4	社会教育 特講
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ（2）， 社会教育経営論Ⅱ（2）	人間学群教育学類	4	社会教育 計画
社会教育特講	8	現代社会と社会教育（2），環境教育論（2）， 教育学（2），教育行財政論（2）， 教育法制論（2），視聴覚教育論（2）， 教育制度論（2），学習情報処理論（2）， 教育社会学Ⅰ（2），学校論（2）， 比較教育文化論（2），国際教育論（2）	人間学群教育学類	8	社会教育 特講
		青年心理学（2）， 社会・集団・家族心理学（2）	人間学群心理学類		
		社会福祉原論Ⅰ（2）， 社会福祉原論Ⅱ（2）	人間学群障害科学類		
		現代社会論（2）， ジェンダー社会論（2）	社会・国際学群社会学類		
		現代スポーツ論（1）， スポーツ社会学（2）， 体育・スポーツ経営学（2）， コミュニティ・スポーツの経営・政策論（1）， スポーツ政策学Ⅰ・Ⅱ（各1）， 体育・スポーツ行政学（1）， 地方自治とスポーツ政策（1）， スポーツ法学（1）， スポーツリスクマネジメント論（1）， 体力学（1），健康増進学（1）， サクセスフルエイジング論（1）	体育専門学群		
		博物館学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（各2）	博物館に関する科目		
		現代教育と教育理念（1），教育士概論（1）， 教育社会学概論（1），教育の法と制度（1）， 学校経営概説（1）	教職に関する科目		
社会教育実習	1	社会教育実習（1）	人間学群教育学類	1	社会教育 演習，社会教育実習又は社会教育課題研究のうち1以上の科目
		博物館実習（3）	博物館に関する科目		
社会教育演習， 社会教育実習又は社会教育課題研究のうち1以上の科目	3 （選択必修）	生涯学習論演習Ⅰ・Ⅱ（各1）， 社会教育課題研究（2），教育社会学探求Ⅰ（2）	人間学群教育学類	3	
		スポーツ社会学演習Ⅰ（2）・Ⅱ（1）・Ⅲ（2）， 体育・スポーツ経営学演習Ⅱ（1），スポーツ政策学演習Ⅰ・Ⅲ（各2）	体育専門学群		
合 計	24			24	

□ 平成31年度（令和元年度）までの入学者で、令和元年度（平成31年度）までの旧課程を「新課程」に読み替える場合

社会教育法に定める科目		本学における開設授業科目		最低修得 単位数	新課程 対応科目
科目	単位数	授業科目（単位数）	開設学群・学類等		
生涯学習概論	4	生涯学習論(2), 社会教育論(2)	人間学群教育学類	4	生涯学習 概論
社会教育計画	4	社会教育計画論Ⅰ(2), 社会教育計画論Ⅱ(2)	人間学群教育学類	4	対応無し
社会教育演習, 社会教育実習又は 社会教育課題研究 のうち以上の科目	4	生涯学習論演習Ⅰ(1), 生涯学習論演習Ⅱ(1), 社会教育課題研究(2), 教育調査実習(2), 教育社会学演習Ⅰ(1), 教育社会学演習Ⅱ(1), 教育社会学探究Ⅰ(2), 教育社会学探究Ⅱ(2)	人間学群教育学類	4	社会教育 演習, 社会教育実 習又は社会教育課 題研究のうち以 上の科目
		スポーツ社会学演習Ⅰ(2), 同Ⅱ(1), 同Ⅲ(2), 体育・スポーツ経営学演習Ⅱ(1), スポーツ政策学演習Ⅰ(2), 同Ⅲ(2)	体育専門学群		
		博物館実習(3)	博物館に関する科目		
社会教育特講 社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12	現代社会と社会教育(2), 環境教育論(2)	人間学群教育学類	12	社会教育 特講
		現代社会論(2), ジェンダー社会論(2)	社会・国際学群社会学類		
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・ 事業・施設)		生涯学習の理論的検討(2), 教育工学(2), 教育行財政論(2), 教育法制論(2), 視聴覚教育論(2), 教育制度論(2), 学習情報処理論(2)	人間学群教育学類		
		博物館学Ⅰ(2), 博物館学Ⅱ(2), 博物館学Ⅲ(2)	博物館に関する科目		
		現代スポーツ論(1), スポーツ社会学(2), 体育・スポーツ経営学(2), コミュニティ・スポーツの経営・政策論(1), スポーツ政策学Ⅰ, 同Ⅱ(1), 体育・スポーツ行政学(1), 地方自治とスポーツ政策(1), スポーツ法学(1), スポーツリスクマネジメント論(1)	体育専門学群		
社会教育特講Ⅲ (その他必要な 科目)		生涯学習実践分析(2), 教育社会学Ⅰ(2), 教育社会学Ⅱ(2) 学校論(2), 比較教育文化論(2), 国際教育論(2)	人間学群教育学類		
		青年心理学(2)	人間学群心理学類		
		社会福祉原論Ⅰ(2), 社会福祉原論Ⅱ(2)	人間学群障害科学類		
		体力学(1), 健康増進学(1), サクセスフルエイジング論(1)	体育専門学群		
		現代教育と教育理念(1), 教育史概論(1) 教育社会学概論(1), 教育の法と制度(1) 学校経営概説(1), こころの発達(1) 学習の心理(1)	教職に関する科目		
合 計	24			24	